

国策による労組つぶしは 許さない勝手連・滋賀

ニュース (かなま勝手連・しが)

第 31 号
2020 年 8 月 6 日
滋賀県大津市仰木の里
5 丁目 5 番 4 号 稲村 守 方
TEL 080-5713-8629
メール
sinamu2002@yahoo.co.jp

8.6 炎天下、コロナにもめげず反弾圧闘争に決起！ 京都市役所前宣伝からデモ行進～京都地裁前で武委員長・ 湯川副委員長の奪還報告！～加茂生コン事件法廷傍聴！

「働く者の権利が危ない！」と、連帯ユニオン関生支部への大弾圧に抗議しようと、新型コロナ蔓延・熱中症注意の燃え滾る炎天下の京都市役所前に 8 月 6 日正午、反弾圧京滋実行委員会の呼びかけにこたえた滋賀・奈良と京阪神、そして愛知の労働者・市民が結集した。30 分の市民宣伝のあと京都地裁までデモ行進し、関生支部の武委員長・湯川副委員長奪還報告を京都地裁前で行い、弾圧事件の法廷傍聴行動を行った。



＜京都市役所前から河原町通りをデモ出発＞



＜京都地裁前で関生・武洋一書記長挨拶＞

京都市役所はちょうど改装工事中で関生の組合員が内外で活躍する幾多の建設会社が工事を請け負い作業中、そして市役所の働く仲間・街行く市民に訴えができた。冒頭、関生支部・武洋一書記長からこの間の京都地裁前平日連続 10 日間の抗議によって、89 名不当逮捕・勾留の最後の 2 人を 644 日にして奪還できたことのお礼と、「労働組合は一人一人は弱い存在で、団結して威力を示すことで、経営者の理不尽さを是正し、要求が勝ち取れる。本日京都地裁で開廷される加茂生コン事件はまさにそれだ。働き続けるには保育所に就労証明を出さねばならず、それを労組で要求したことが威力業務妨害罪だと言われたら労働者は働けない」と訴え。

反弾圧大阪実行委員会の全港湾大阪支部・小林勝彦書記長が続き、全港湾労組としての闘いも含め運動報告と闘いの決意が披歴された。

かなま勝手連・しがの稲村守事務局長は、「武建一委員長が一昨年秋に最初に関生労組員としては逮捕され 50 回、昨年 2 月 5 日に西山執行委員が再々再逮捕されてからはちょうど 30 回目の毎週土曜の大津警察署前抗議行動を行った昨年 9 月 15 日の翌週月曜日：9 月 17 日に西山さんの奪還を勝ち取った。そして本年 8 月 28 日、京都地裁前抗議 10 日目終了後の夜、武委員長は奪還できた。その翌々日、湯川副委員長も。続いて、労組活動禁止の不当な保釈条件を撤回させよう、巨大な関生をよみがえらせよう。なぜなら、この市役所前で工事をされている労働者からこの 1 月に労働相談を私が受けた。和歌山の会社からの往復 6 時間の社用車乗務時間が賃金不払いだという。このような不当な労働実態が現に目の前にある。関生労働運動の再生は急務だ」と訴えた。

最後に愛知からお見えの「関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会」の仲間からの訴えを受け、デモ行進に出発し、京都地裁前では最後の 2 人の仲間の奪還報告を行い、保釈条件撤廃と裁判闘争勝利を期して、力強いシュプレヒコールで傍聴行動にうつった。

(I)